国際協力機構
環境社会配慮ガイドライン
運用面の見直し
第4回ワーキンググループ

2026年9月25日

独立行政法人国際協力機構
審査部

議題・本日の説明内容

【議題】（環境社会影響評価の方法）

ステークホルダー協議・社会的弱者からの意見聴取

【本日の説明内容】

1. JICAガイドライン・FAQの規定
2. 過去の議論（2010年GL運用見直し、2022年GL改正）
3. アンケート結果
4. 運用見直しの論点
5. 運用見直しの論点に関連する案件
6. JICAの運用方針
7. （参考）国際機関の規定等での扱い（IFC、世銀、ADB）

JICAガイドラインの規定

Ⅲ.環境社会配慮の手続き

3.1 協力準備調査

3.1.2 プロジェクト形成(有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、技術協力プロジェクト) (フィージビリティ調査の実施)

6. 相手国等は、カテゴリAプロジェクトについては必ず、カテゴリBプロジェクトについては必要に応じて、スコーピング案(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠、代替案、影響項目とその内容)を情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダーと の協議を行う。JICAは、それを支援し、協議の結果を環境社会配慮調査に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討(プロジェクトを実施しない案を含む)についても広く含める。

8. 相手国等は、必要に応じて、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開した上で、現地ステークホルダーとの協議を行う。JICAは、それを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。

9. 相手国等は、カテゴリAプロジェクトについては必ず、カテゴリBプロジェクトについては必要に応じて、報告書案を情報公開した上で現地ステークホルダーとの協議を行う。JICAは、それを支援し、協議の結果を最終報告書に反映させる。

JICAガイドラインの規定

別紙1　5. 社会的合意

(1) プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境や社会に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。

(2) 女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。

JICAガイドラインの規定

別紙5　3. 意味ある協議

(1) 相手国等は、現地ステークホルダーがプロジェクトの影響・緩和策等について意見を表明する機会を提供し、相手国等がそれに対して検討し対応することにより、潜在的な紛争や苦情を回避できるような、意味ある協議を実施する。

(2) 意味ある協議は双方向であり、相手国等は、事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う、その際は相手国の公用語又は広く使用されている言語と 地域の人々が理解できる様式で行う。

(3) 現地ステークホルダーとの協議は、意識操作や干渉、強制、差別、脅迫のない、文化的に適切な方法で行う。

(4) 現地ステークホルダーとの協議は、直接対面で行うことを原則とするが、相手国の現地の状況を踏まえて必ずしも対面である必要はなく、遠隔でのアクセスやソーシャル・ネットワーク・サービス等の技術の適用を含め、意見の表明とそれに対して相手国等が検討し対応できる適切な方法で行う。

(5) 現地ステークホルダーとの協議を行った場合は参加者の性別等の属性を含む協議記録を作成する。

JICAガイドラインの規定

別紙5　4．社会的な弱者への配慮

(1) 相手国等は、現地ステークホルダーの中で、特定の状況に伴い弱い立場に置かれている者を特定する。

(2) 社会的に弱い立場にある者の参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう、配慮する。そのために必要な方策を検討し、実施する。

JICAガイドラインFAQの規定

質問	回答
現地住民の意見をどう反映するか。	影響を受ける人々、特に社会的弱者の参加に配慮し、十分な協議の結果をプロジェクト内容に反映する。必要な情報を公開・提供し、意味ある参加を確保する。
誰が協議を主催するか。	相手国等が主催し、JICAは必要に応じて開催を支援する。
誰をステークホルダーとするか。	現地ステークホルダーは、事業の影響を受ける個人・団体（非正規居住者を含む）及び現地NGO。これに加え、事業に知見・意見を有する個人・団体を含み、案件ごとに範囲を検討する。
非正規居住者も対象とするか。	対象地で生活又は生計を立てる非正規居住者は現地ステークホルダーに含める。補償のみを目的とする者については、相手国政府と協議して対応を検討する。
誰を社会的弱者とみなすか。	女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティ等に加え、移転対象者、女性世帯主、土地なし層、法的補償対象外の者等も含め、地域事情と複合的な脆弱性を考慮する。

注：本表は、JICA「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」（2022年1月）のうち、ステークホルダー協議に関する記載を要約したものであり、原文のすべてを記載したものではない。詳細及び正確な内容については、FAQ本文を参照されたい。

JICAガイドラインFAQの規定

質問	回答
協議で何に留意するか。	適切な方法で合意が得られるよう調整し、協議結果を事業に反映する。社会的弱者の参加、積極的な意見表明及び意見の公平な取扱いを確保する。
「意味ある参加」とは何か。	双方向のコミュニケーションを通じ、ステークホルダーの意見が適切に計画へ反映されること。「真摯な発言」は責任を持った発言を指す。
適切な協議をどう確認するか。	協議議事録の作成を働きかけ、JICAは協議内容がプロジェクト計画で配慮されているかを確認する。
JICAは協議実施と記録を確認するか。	地域住民等との対話を重視し、環境アセスメント報告書や協議記録を通じて協議の実施状況を確認する。

注：本表は、JICA「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」（2022年1月）のうち、ステークホルダー協議に関する記載を要約したものであり、原文のすべてを記載したものではない。詳細及び正確な内容については、FAQ本文を参照されたい。

過去の議論

社会的弱者に配慮した協議運用の具体化（2014年GL運用面の見直し時）

- FAQを追記し、社会的弱者の範囲や、協議の計画・実施・記録にかかる留意点を具体化。

配慮対象への社会的弱者の追記（2022年GL改定時）

- FAQを改定し、社会的弱者の例示を拡大の上、複数の異なる側面での脆弱性を有する場合には、特に配慮が必要であることも明示。

ステークホルダーエンゲージメント（2022年GL改定時）

- ガイドライン別紙5を新設し、ステークホルダーとの協議の際に重要な項目を世銀ESS10を参考に整理。

アンケート結果

- 近年カテゴリA案件で、スコーピングWG助言確定後に第1回現地ステークホルダー協議とEIA/RAP調査を実施する慣習があり、調査全体期間が圧縮されコンサルタント・現地政府に負担がかかっている。柔軟なスケジュールを検討いただきたい。（コンサルタント）
- JICAガイドラインと相手国法制度にギャップがあるため、ステークホルダー協議の対面開催が難航している。対面開催以外の方法も許容いただきたい。（JICA内部）
- 当国のステークホルダー協議手続き（EIA作成後のステークホルダー協議開催、対面以外の開催手段）と整合させることを容認いただきたい。また、既に実施された地域協議を認めていただきたい。（実施機関）
- 脆弱なグループとのステークホルダー協議を実施する際の要件やコミュニケーション用テンプレートを提供してほしい。（実施機関）

（※） 本資料はアンケート結果の原文を転記したものであり、正確性や妥当性等を保証するものではありません。

アンケート結果

- 環境・社会面で影響を受けやすい社会的弱者である女性がPAPや非自発的移転対象に含まれる場合、案件対象地のジェンダー構造により意見を述べにくい人・意思決定プロセスへのアクセスが難しい人・無償ケアワークや自営手伝いに従事する人・先住民女性がいることに配慮し、交差性に配慮して、女性を1つのグループとしてまとめず、案件の社会的環境を配慮して対象候補者を選定し、意見聴取しやすい調査手法で実施すべき。（助言委員）
- 調査手法は一般的に妥当なデザインと実施方法を採用し、対象女性の属性（学歴・職業等）を匿名性・プライバシーへの配慮の上で報告書に明記すべき。「女性が〇名参加」「女性が雇用機会を望んでいる」といった概略的な表現に留まる報告書が見られる。（助言委員）
- 社会的弱者からの声を適切に把握することやジェンダー配慮について、どのように調査を設計し現地の状況を的確に反映していくかが今後も重要。ベストプラクティスの共有や、調査デザインに関するリストの整備も検討の一案となる。（助言委員）

（※） 本資料はアンケート結果の原文を転記したものであり、正確性や妥当性等を保証するものではありません。

運用見直しの論点

A) ステークホルダー協議の実効性及び幅広い参加の確保

B) 女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保

C) スコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期

運用見直しの論点A)に関連する案件1-1

インド国パトナメトロ建設事業SC案(2022/6/27)

事業概要:ビハール州パトナ市におけるパトナメトロ1号線及び2号線建設(2010年ガイドライン適用)

協力準備調査の開始に先立ち、実施機関がEIA報告書の作成過程で実施したステークホルダー協議を、スコーピング段階のステークホルダー協議として位置付ける方針について、以下の助言及び論点が示された。この方針は、当該協議が国内法に基づき既に実施されており、追加の協議は住民の混乱を招くおそれがあるため回避すべきとの実施機関の意見を踏まえたもの。

なお、当該協議は、新型コロナウイルス感染防止のため、5か所において少人数のグループに分けて実施され、計40人が参加した。小規模商店主から生計損失等への懸念が示され、協議結果を踏まえ、被影響構造物を削減するため、一部区間の線形が変更された。

【助言4】

実施機関側が実施したパブリックコンサルテーション(PC)の議事録を分析し、関係者への追加的インタビューの実施等を通じて、JICAガイドラインとのギャップを評価すること。そのうえで、今般の調査で計画されているステークホルダー協議では、弱者を含む被影響住民の意見が十分反映されるよう、相手側の実施機関と十分に計画し、協議実施の結果をDFRに記述すること。

運用見直しの論点A)に関連する案件1-2

【論点】

パトナメトロ公社(以下、「PMRCL」という。)がインド国内法制度(EIA Notification 2006)に基づき実施したパブリックコンサルテーション(以下、「PC」という。)に関し、JICAガイドラインが求める、より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資する協議内容であり、幅広いステークホルダーの実質的な参加が確保されていたかについて、着実に確認する必要があるとの指摘が委員よりなされた。また、これから開催予定のPCは、協力準備調査の支援のもとPMRCLが開催するものであることから、PMRCLが実施したPCと区別して、JICAガイドラインで定義される「ステークホルダー協議」と記載すべきであるとの議論があり、助言4に反映された。

【運用見直し検討におけるポイント】

✓ 相手国法に基づくステークホルダー協議をスコーピング段階の協議として位置付けるに当たり、議事録の分析等を通じて、JICAガイドラインが求める要件とのギャップを検証する必要性が指摘された。検証に際しては、十分な期間を確保した事前周知、ステークホルダーの特定、協議内容、住民意見への回答及び事業計画への反映状況等が主な論点となった。・・・運用見直しの論点A)

運用見直しの論点A)に関連する案件2-1

インド国ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)DFR(2025/11/14)

事業概要:ベンガルール都市圏における大量高速輸送システム建設

【論点】

JICAより、本事業の第1回ステークホルダー協議では、新聞広告(英字紙・カンナダ語紙)やウェブサイト掲載など、従来型の方法で周知を行ったものの参加者数や反応が限定的であったことから、第2回開催時には、WhatsAppやSNS、地域行政機関・地元NGOを通じた直接的な告知を組み合わせたところ、参加者数が増加した旨を報告した。委員からは、上記教訓を今後の事業運営に活用する事への期待が示された。

【運用見直し検討におけるポイント】

✓ ステークホルダー協議では、周知の効果を検証し、地域の実情に応じてSNS、地域行政機関、地元NGO等の多様な手段を活用することにより、幅広い参加が確保された。・・・運用見直しの論点A)

運用見直しの論点B）に関連する案件1-1

バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業 DFR（2022/11/18）

事業概要：国道 1号線のチョットグラム-コックスバザール間の主要な混雑区間におけるフライオーバ ー及びバイパス道路等建設

【助言7】

RAP の実施段階において、ジェンダー規範のために社会的弱者である女性からの意見聴取が難しい点に配慮して、質疑応答にとどまらず、女性の意見や認識の把握に効果的なアプローチによるフォーカスグループディスカッションの実施を図るよう、実施機関へ申し入れること。

【論点】

本協力準備調査中に実施されたステークホルダー協議では、協議への女性の参加が少なかったことを受け、委員より、バングラデシュの社会的背景、伝統的な価値観等を踏まえると、女性は社会的弱者と捉えるべきであり、女性の参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう、配慮する必要があるとの指摘があった。これに対しJICAより、詳細設計段階のRAPの更新時において女性を含む社会的弱者の意見の効果的な把握に向け協議を行うよう実施機関に申し入れる旨を回答し、助言7として取りまとめられた。

運用見直しの論点B）に関連する案件1-2

【運用見直し検討におけるポイント】

✓ 事業対象地域の社会的・文化的背景及びジェンダー規範を踏まえ、女性が社会的に脆弱な立場に置かれ得ると考えられたため、その実質的な参加と意見表明を確保する必要があった。意見聴取に際しては、形式的な質疑応答に限定せず、女性を含む社会的弱者のみを対象としたフォーカスグループディスカッション等、社会的弱者のニーズ、懸念及び認識を効果的に把握できる手法が検討された。・・・運用見直しの論点B）

運用見直しの論点C)に関連する案件1-1

バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業SC案（2024/5/24）

事業概要：南部チョットグラム地域における給水施設整備

【論点】

本事業では、スコーピング段階のワーキンググループ会合の実施前に、Resettlement Action Plan (RAP)に関するステークホルダー協議が開催されている。委員から、スコーピング段階でのワーキンググループの開催趣旨に鑑み、本来は同会合における議論を反映し協力準備調査の方針を策定した上でステークホルダー協議を開催することが望ましかったとの指摘があった。JICAから、Environmental Impact Assessment（EIA）に関するステークホルダー協議は今後開催予定であるが、RAP のステークホルダー協議については予定されていたセンサス調査に先立ち実施する必要があったため、ワーキンググループ会合より前に開催せざるを得なかった事情があった旨を説明し、ステークホルダー協議とワーキンググループ会合の順序について今後留意する旨を回答した。

運用見直しの論点C）に関連する案件2-1

バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業（フェーズ2）SC案（2025/2/10）

事業概要：国道1号線のチョットグラム-チャカリア区間における既存道路改良

【論点】

委員より、現地調査開始前の情報のみでは本事業対象地周辺のアジアゾウの重要な生息地の該否に一定の不確実性が残るため、現地調査によりスコーピング段階での代替案検討を補強することがより望ましい旨が指摘された。JICAより、バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業に関するスコーピング案に対するワーキンググループの論点（2024年5月24日）の「2. スコーピング段階のワーキンググループ会合とステークホルダー協議の開催順序について」を踏まえ、原則としてワーキンググループ開催前の現地調査を実施していないが、今後は、状況に応じて案件個別に実施を検討する旨が回答された。委員より、ワーキンググループ開催前に柔軟に一部の調査を行うことは望ましいものの、スコーピング段階の助言がその後の調査に適切に反映されるよう留意する必要がある旨が指摘された。

運用見直しの論点C）に関連する案件3-1

カンボジア国国道1号線・メコン架橋整備事業SC案（2025/9/19）

事業概要：プノンペン都とベトナム国境を結ぶ国道1号線のうち、プノンペン都～ネアックルン間における道路改良・拡幅およびメコン架橋建設

【論点】

委員から、スコーピング段階の代替案検討において、より適正な代替案検討の結果を得るため、詳細な根拠情報を提示の上、配点方法や評価理由を明確化することが望ましいとの指摘がなされた。JICA より、案件個別の状況に応じ、可能な範囲で情報収集に努めるものの、バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業スコーピング案ワーキンググループの論点（2024年5月24日）の「2. スコーピング段階のワーキンググループ会合とステークホルダー協議の開催順序について」や、バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業（フェーズ 2）スコーピング案ワーキンググループの論点（2025年2月10 日）の「2. スコーピング段階における事前調査について」のとおり、スコーピングワーキンググループの開催趣旨が協力準備調査の方針策定であることを踏まえても、スコーピングワーキンググループに先立って実施できる調査には限度がありうる旨説明した。

運用見直しの論点C）に関連する案件1~3

【運用見直し検討におけるポイント】

- ✓ スコーピングワーキンググループは、協力準備調査の方針を策定するための助言を行う場であることから、原則としてワーキンググループ前に詳細調査を完了することは適切ではなく、事前に実施可能な調査にも限度がある。
- ✓ 一方、適切な代替案の設定・評価には、土地・資源利用、生計活動、生活動線、地域固有の懸念等、現地ステークホルダーが有する情報が不可欠である。
- ✓ このため、スコーピングワーキンググループの議論を踏まえて協力準備調査の方針を策定した後にステークホルダー協議を実施すべきとの考え方と、より適切な代替案の設定・評価に資する情報を得るため、ワーキンググループ開催前に一定の調査や意見聴取を行うことが望ましいとの考え方が示されている。・・・運用見直しの論点C）

運用方針：運用見直しの論点A）

A) ステークホルダー協議の実効性及び幅広い参加の確保

- ✓ ステークホルダー協議においては、地域の実情に応じ、SNS等のデジタル技術、地元NGO等を活用した多様な周知・参加手段により幅広い参加を確保する。また、適切な情報提供、自由かつ双方向の意見交換及び意思決定への反映状況を踏まえ、意味ある協議が実施されているかを総合的に評価する。
- ✓ 相手国の法制度に基づき実施されたステークホルダー協議について、十分な事前周知、適切な情報提供、ステークホルダーの特定、双方向の意見交換、参加しやすい協議環境、意見への回答・計画への反映等の観点を含め、JICAガイドラインが求める意味ある協議及び社会的な弱者への配慮の要件を満たしていることが確認される場合、活用を認める。
- ✓ JICAガイドラインが求める意味ある協議及び社会的な弱者への配慮の要件を満たしていることが確認され、かつ対面協議が難しい場合には、オンライン等の対面によらない方法による協議も、ステークホルダー協議として活用し得る。

運用方針：運用見直しの論点B）

B) 女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保

- ✓ 地域の社会的・文化的背景及びジェンダー規範を踏まえ、女性や社会的弱者の実質的な参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう、配慮する必要がある。また、対象者別のフォーカスグループディスカッション、個別面談、戸別訪問、NGO主催の小規模会合、オンラインでの意見提出等、それぞれの状況に応じた適切な手法を用い、そのニーズ、懸念及び認識を的確に把握する。その際、コミュニティリーダー、行政、事業者、高カースト層、家族・地域内の関係者等、参加者間の力関係によって発言が妨げられないよう、参加者の属性・組合せ、会場、開催時間、調査員の属性等に配慮する。
- ✓ ステークホルダーの特定及び分析に当たっては、ジェンダー、年齢、所得、民族、障害等の属性を個別に確認するだけでなく、複数の属性が重なることにより生じる情報へのアクセス、参加及び意見表明上の障壁を把握し、対象者の状況に応じた措置を講じることが望ましい。

運用方針：運用見直しの論点C）

C) スコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期

- ✓ 第1回現地ステークホルダー協議は、通常、スコーピングワーキンググループ後に実施する。ただし、スコーピングワーキンググループの役割を確保しつつ、代替案を適切に設定・評価する等、スコーピングに関する議論を充実させる観点から、案件の特性に応じ、現地ステークホルダー協議に必要な情報を提示できる場合には、当該ワーキンググループ前に、JICAガイドラインが求めるスコーピング段階の第1回現地ステークホルダー協議を実施することも許容する。
- ✓ この場合、当該ワーキンググループの助言を踏まえ、調査方針又は代替案の内容に重要な変更が生じる場合には、変更内容を現地ステークホルダーに説明し、必要に応じてスコーピング段階の現地ステークホルダー協議を改めて実施する。

（参考）IFCの規定

IFC Performance Standard 1: Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts

Stakeholder Engagement / Consultation (paras 25–30)

25. …the client will undertake a process of stakeholder engagement that…will be based on…stakeholder analysis and planning, disclosure and dissemination of information, consultation and participation, grievance mechanism, and ongoing reporting to Affected Communities.

30. When Affected Communities are subject to identified risks and adverse impacts…the client will undertake a process of consultation…Effective consultation is a two-way process that should: …(iv) be free of external manipulation, interference, coercion, or intimidation; (v) enable meaningful participation, where applicable; and (vi) be documented. The client will tailor its consultation process to…the needs of disadvantaged or vulnerable groups.

Informed Consultation and Participation (ICP) (para 31)

31. For projects with potentially significant adverse impacts on Affected Communities, the client will conduct an Informed Consultation and Participation (ICP) process…ICP involves a more in-depth exchange of views and information, and an organized and iterative consultation, leading to the client's incorporating into their decision-making process the views of the Affected Communities…

（参考）WBの規定

World Bank ESS10: Stakeholder Engagement and Information Disclosure

Engagement & Meaningful Consultation (paras 6, 7)

6. Borrowers will engage with stakeholders throughout the project life cycle, commencing such engagement as early as possible…and in a time frame that enables meaningful consultations with stakeholders on project design…

7. Borrowers will engage in meaningful consultations with all stakeholders. Borrowers will provide stakeholders with timely, relevant, understandable, and accessible information, and consult with them in a culturally appropriate manner, which is free of manipulation, interference, coercion, discrimination, and intimidation.

Meaningful consultation is a two-way process (para 22)

22. …that: (a) Begins early…; (b) Encourages stakeholder feedback…; (c) Continues on an ongoing basis…; (d) Is based on the prior disclosure and dissemination of relevant, transparent, objective, meaningful and easily accessible information…in a culturally appropriate format, in relevant local language(s)…; (e) Considers and responds to feedback; (f) Supports active and inclusive engagement…; (g) Is free of external manipulation, interference, coercion, discrimination, and intimidation; and (h) Is documented and disclosed by the Borrower.

（参考）WBの規定

World Bank ESS10: Disadvantaged or Vulnerable / Disclosure / Grievance Mechanism

Disadvantaged or Vulnerable & Differentiated measures (paras 11, 16)

11. The Borrower will identify those project-affected parties…who…may be disadvantaged or vulnerable…and…who may require different, or separate, forms of engagement…

16. The SEP will describe the measures that will be used to remove obstacles to participation…the SEP will include differentiated measures to allow the effective participation of those identified as disadvantaged or vulnerable. Dedicated approaches and an increased level of resources may be needed…

（参考）ADBの規定

ADB (2024) Environmental and Social Standard 10: Stakeholder Engagement and Information Disclosure

V. SPECIFIC REQUIREMENTS

A. Stakeholder Engagement During the Project Development Process

4. Meaningful consultation (paras 21-24)

22. Meaningful consultation is a two-way process that:

(i) begins early in the project planning process to gather initial views on a project proposal and inform project design;

(ii) is conducted in a transparent and accessible manner;

(iii) encourages stakeholder feedback, particularly as a way of informing project design, identification and mitigation of E&S risks and impacts, and other project implementation issues;

(iv) is undertaken in an atmosphere free of external manipulation, discrimination, coercion, intimidation, and threat of reprisal, safe, and appropriately designed to address these concerns;

(v) is continuous throughout the concept design, preparation, and implementation phases of the project cycle,…;

(vi) is based on early disclosure and dissemination of information in a form, language, and manner that is culturally appropriate, gender-responsive, understandable, and readily accessible to project-affected persons;

(vii) supports active and inclusive engagement with project-affected persons and is tailored to different stakeholder needs;

(viii) may involve separate discussions for different project-affected persons, considering the local languages of project-affected persons and educational differences as well as potential social bias; and

(ix) considers and responds to feedback from stakeholders.

（参考）ADBの規定

ADB (2024) Environmental and Social Standard 10: Stakeholder Engagement and Information Disclosure

V. SPECIFIC REQUIREMENTS

A. Stakeholder Engagement During the Project Development Process

1. Stakeholder Identification and Analysis (paras 9-11)

10. … During stakeholder identification and analysis, the borrower/client will pay particular attention to, and prioritize project-affected persons with emphasis on those who are deemed disadvantaged or vulnerable, or who may face systemic barriers to stakeholder engagement based on discrimination or social exclusion, and who may need different or separate forms of engagement.